

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
許 認 可 等 名	徳島市立青少年交流プラザの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市立青少年交流プラザ条例	
根 拠 条 項	第11条	
連 絡 先	公益社団法人徳島市体育振興公社（電話 654 - 5188）	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市立青少年交流プラザ条例 (利用料金の減免) 第11条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>利用料金の減免基準 徳島市立青少年交流プラザ条例第11条に規定する利用料金の取扱基準を定め、減免措置の統一的な運用を図る。なおいずれの場合も「減免申請書」の提出が必要。 (減免の対象) 徳島市、徳島市教育委員会が主催する事業（利用料金に関する予算措置がされている場合を除く。） 徳島市の共催を得て実施する事業又は、徳島市からの資金援助（補助金・委託料等）を得て運営されている事業。（会場使用料として資金援助がされている場合を除く。） 障害者福祉団体が、障害者の積極的な社会参加を促進するために使用する場合（施設使用料が補助されている場合を除く）</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日 (設定しないものについてはその理由)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）